

## 新型コロナウイルス感染症に係る

### 傷病手当金の支給対象等について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省保険局保険課より、昨年12月に発生した新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）による傷病手当金の支給対象等について、取り扱いが示されました。

当該疾病に係る傷病手当金の支給対象等の詳細につきましては、当健康保険組合 業務課（03-3833-6162）までお問い合わせください。